

第1条 輸入木材検疫要綱（昭和26年11月22日付け26農局第1843号農政局長通達）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「下線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分があるものは、これを当該下線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
（輸入検査の申請） 第2 （略） <u>2 植物防疫官は、前項の申請書に輸出国の政府機関が発行する検査証明書又はその写しを添付させるものとし、必要と認める場合は、更に送り状、船荷証券、積荷目録又は航空貨物運送状等を添付させるものとする。</u> <u>3</u> （略） <u>4</u> （略） （検査の場所） 第6 検査を行う場所は、当該木材が輸入された規則第6条第1号に掲げる港の港域内若しくは港頭地域内又は当該木材が輸入された規則第6条第2号に掲げる飛行場内の植物防疫官が指定する場所とする。 （合格の基準） 第9 検査の結果、当該木材が、<u>規程第2条第1項の要件に該当すると認められる場合は、これを合格とする。</u> （削る。） （削る。） （不合格の通知） 第10 植物防疫官は、輸入検査の結果、当該木材が<u>規程第2条第1項の要件に該当しないと認めたときは、これを不合格として、直ちにその旨を輸入者又は管理者に通知し、法第9条第1項、第2項又は第3項の規定に基づき、自ら当該種苗を消毒若しくは廃棄し、又は輸入者若しくは管理者に消毒若しくは廃棄を命じなければならない。</u> 2・3 （略） （選別を行う場所） 第12 選別を行う場所は、当該木材を検査した規則第6条第1号に掲げる港	（輸入検査の申請） 第2 （略） （新設） <u>2</u> （略） <u>3</u> （略） （検査の場所） 第6 検査を行う場所は、当該木材が輸入された規則第6条第1項第1号に掲げる港の港域内若しくは港頭地域内又は当該木材が輸入された規則第6条第1項第2号に掲げる飛行場内の植物防疫官が指定する場所とする。 （合格の基準） 第9 検査の結果、当該木材が、<u>次の各号の一に該当すると認められる場合は、規程第2条の規定によりこれを合格とする。</u> <u>（1）検疫有害動植物がない場合</u> <u>（2）第14に掲げる措置を実施した結果、検疫有害動植物が死滅し、又は除去されたと確認された場合</u> （不合格の通知） 第10 植物防疫官は、検査の結果、当該木材に<u>検疫有害動植物があると認めたときは、これを不合格として、直ちにその旨を輸入者又は管理者に通知し、法第9条第1項の規定にしたがい、当該木材を消毒し又は廃棄すべきことを命じなければならない。</u> 2・3 （略） （選別を行う場所） 第12 選別を行う場所は、当該木材を検査した規則第6条第1項第1号に掲げ

の港域内の植物防疫官が指定する水面とする。ただし、輸入者又は管理者から別表 2 に掲げる措置を行うことを条件として、陸上で選別を行いたい旨の申出があった場合において、植物防疫官は、検疫有害動植物の分散を完全に防止できると認めるときは、これを行わせることができる。

(消毒を行う場所)

第 15 消毒を行う場所は、当該木材を検査した規則第 6 条第 1 号に掲げる港の港域内又は港頭地域内の、植物防疫官が指定する場所とする。ただし、輸入者又は管理者からこれらの場所以外の場所へ輸送して消毒したい旨の輸送後消毒申請書（別記様式 4）の提出があった場合において、植物防疫官は、検疫有害動植物の分散防止及び消毒が完全に行われると認められるときは、これを行わせることができる。

(合格の証明)

第 24 植物防疫官は、第 9 の規定により当該木材を合格としたときは、法第 9 条第 5 項及び規則第 19 条の規定により合格した旨の証明をしなければならない。

別表 1（第 14 関係）

方法	消毒方法の基準 実施方法の基準			摘要
	薬剤の種類	薬量又は濃度	処理時間	
(1) 倉庫くん蒸	(略)	(略)	(略)	(略)
	ヨウ化メチル	倉庫 1 立方メートル当たり 50 グラム (C 級を除く) 70 グラム (C 級を除く)	24 時間 〃	15℃以上 温度 10℃以上 15℃未満
(2) 天幕くん蒸	(略)	(略)	(略)	(略)
	ヨウ化メチル	天幕の内容積 1 立方メートル当たり 50 グラム 70 グラム	24 時間 〃	温度 15℃以上 温度 10℃以上 15℃未満

る港の港域内の植物防疫官が指定する水面とする。ただし、輸入者又は管理者から別表 2 に掲げる措置を行うことを条件として、陸上で選別を行いたい旨の申出があった場合において、植物防疫官は、検疫有害動植物の分散を完全に防止できると認めるときは、これを行わせることができる。

(消毒を行う場所)

第 15 消毒を行う場所は、当該木材を検査した規則第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる港の港域内又は港頭地域内の、植物防疫官が指定する場所とする。ただし、輸入者又は管理者からこれらの場所以外の場所へ輸送して消毒したい旨の輸送後消毒申請書（別記様式 4）の提出があった場合において、植物防疫官は、検疫有害動植物の分散防止及び消毒が完全に行われると認められるときは、これを行わせることができる。

(合格の証明)

第 24 植物防疫官は、当該木材が第 9 の各号の一に該当すると認めた場合は、法第 9 条第 4 項及び規則第 19 条の規定により合格した旨の証明をしなければならない。

別表 1（第 14 関係）

方法	消毒方法の基準 実施方法の基準			摘要
	薬剤の種類	薬量又は濃度	処理時間	
(1) 倉庫くん蒸	(略)	(略)	(略)	(略)
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(2) 天幕くん蒸	(略)	(略)	(略)	(略)
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

(3) 本船く ん蒸	(略)	(略)	(略)	(略)
	ヨウ化メ チル	船倉の内容積 1 立方メ ートル当たり 50 グラム 70 グラム	24 時間 〃	温度 15℃以上 温度 10℃以上 15℃未満
(4) 薬剤散 布	灯油で 20 倍希釈し た 40 % MEP 油剤	木材の表面積 1 平方メ ートル当たり 300 ミリ リットル		
		材積 1 立方メートル当 たり 2.4～3.6 リットル		
(5)～(6)	(略)			
(7) 浸漬、浮 上 部 薬 剤散布	(略)			
	使用薬剤: 灯油で 20 倍希釈した 40%MEP 油剤 薬量: 木材の表面積 1 平方メートル当たり 300 ミリリットル又は材積 1 立方メートル当たり 2.4～3.6 リットル			
(8)～(10)	(略)			

別表 2 (第 14 関係)

分散防止の基準

検疫有害動植物の種 類	処置	摘要
木材に付着する検疫 有害動植物	灯油で 20 倍希釈した 40%MEP 油剤を 木材の表面積 1 平方メートル当たり 300 ミリリットル、又は材積 1 立方メ ートル当たり 2.4～3.6 リットル	
(略)	(略)	

別記様式 6 (第 22 条関係)

(イ)・(ロ) (略)
(ハ)
(削る。)

(3) 本船く ん蒸	(略)	(略)	(略)	(略)
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(4) 薬剤散 布	2.0 % の MEP 及び マラソン 及び灯油 の混合剤	1 平方メートル当たり 300 cc 以上 (新設)		
(5)～(6)	(略)			
(7) 浸漬、浮 上 部 薬 剤散布	(略)			
	使用薬剤: 2.0%の MEP 又はマラソン及び灯油 の混合剤 薬量: 1 平方メートル当たり 300cc 以上			
(8)～(10)	(略)			

別表 2 (第 14 関係)

分散防止の基準

検疫有害動植物の種 類	処置	摘要
木材に付着する検疫 有害動植物	2.0%の MEP 又はマラソン及び灯油の 混合剤を木材たい積表面 1 平方メ ートル当たり 300cc 以上散布	
(略)	(略)	

別記様式 6 (第 22 条関係)

(イ)・(ロ) (略)
(ハ)



備考 (略)



(新設)

備考 (略)